

伊予市ホームページ広告掲載取扱要領

平成18年7月21日

告示第99号

(趣旨)

第1条 この要領は、伊予市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に基づき、伊予市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）への広告掲載に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「バナー広告」とは、市ホームページ内に表示される広告画像で、広告主の指定するウェブページに直接移動させるものをいう。

2 この要領において「広告主」とは、市ホームページへ広告を掲載する者をいう。

(広告の種類)

第3条 市ホームページに掲載する広告は、バナー広告（以下「広告」という。）とする。

(広告の掲載可能範囲)

第4条 市ホームページに広告を掲載することができる者、広告の内容、広告のデザイン及びリンク先ウェブページ内容の範囲は、要綱第3条の規定に準じる。

(広告の規格)

第5条 広告枠の規格は、次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦 60ピクセル 横 150ピクセル
- (2) 形式 GIF・JPEG・PNG形式（アニメーション不可）
- (3) 容量 8キロバイト以下

(広告の掲載位置及び枠数)

第6条 広告を掲載する位置は、市ホームページのトップページを表示する画面の下部とする。

2 広告の枠数は6とする。

(広告の掲載料)

第7条 広告の掲載料は、月額10,000円とする。

(広告の掲載期間)

第8条 広告を掲載する期間は、4月から翌年3月までの間とし、1か月を単位に3か月以上12か月以内の期間において、連続して掲載することができる。

2 広告の掲載開始日及び終了日は、市長が別に定める。

(広告の募集方法)

第9条 広告の募集は、市ホームページ及び広報紙等で広告主を公募するものとする。

(広告の掲載申込及び決定)

第10条 市ホームページへ広告の掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、伊予市ホームページ広告掲載申込書（様式第1号）に必要な事項を記入し、市長が定める期限までに資料を添えて提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申し込みがあったときは内容を審査し、その結果を伊予市ホームページ広告掲載・不掲載決定通知書（様式第2号）により、申込者に通知するも

のとする。

(掲載の決定方法)

第11条 市長は、応募のあった広告の数が第6条に規定する枠数を超えたときは、次の順位により決定する。

- (1) 公社、公団、公益法人及びこれらに類するもの
- (2) 市内に事業所、営業所及び店舗等を有する私企業又は自営業等
- (3) 前2号に掲げる以外のもの

2 前項の規定による順位が同じ広告がある場合は、掲載希望月数の多いものを優先する。

3 前項の規定によっても、広告掲載希望者が第6条第2項に規定する枠数を超えるときは、抽選により決定する。

(広告掲載料の納入)

第12条 広告主は、市長が指定する期日までに、当該広告の掲載期間に係る掲載料を一括して納入しなければならない。

(広告原稿の作成及び提出)

第13条 広告主は、広告原稿を作成し、市が指定する記録媒体により、市長が指定する期日までに提出しなければならない。

(広告掲載の取り消し)

第14条 市長は、次の各号に該当する場合には、広告の掲載の決定を取り消し、又は中止するものとする。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納入がないとき。
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。
- (3) 広告内容その他により市ホームページ広告への掲載が不適當であると市長が認めるとき。

(広告掲載の取り下げ)

第15条 広告主は、自己の都合により市ホームページへの広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告掲載の取り下げを行うときは、広告主は、書面により市長に申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告掲載の取り下げを行ったときは、納入済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載料の返還)

第16条 広告の掲載決定後掲載開始前において、広告主の責めに帰さない理由により、広告掲載の取り消しを行ったときは、納入済みの広告掲載料を広告主に全額返還する。

2 前条に定めるもののほか、広告の掲載期間中において、広告主の責めに帰さない理由により、広告掲載の取り消しを行ったときは、当該月以降の納入済み広告掲載料月額の総額を広告主に返還する。

3 月の途中で広告掲載の取り消しを行ったときにおける前項の規定による当該月分に相当する広告掲載料の返還については、当該月の日数による日割りとし、円未満は切り捨てるものとする。

4 広告期間内に、本市の都合で市ホームページの運営を一時停止した場合は、前2項の規定に準じて、その広告掲載料を返還する。ただし、一時停止の期間が1日未満の場合は、広告掲載料を返還しない。

5 第1項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告主の責務)

第17条 広告主は、市のホームページに掲載された広告の内容等に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。

3 第三者から広告に関連して被害を被ったという請求がなされた場合には、広告主の責任及び負担において解決することとする。

4 広告主は、第10条第2項の規定により決定を受けた市ホームページへの広告掲載の権利を他の者に譲渡してはならない。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年8月1日から施行する。

(平成18年度における広告掲載期間の特例)

2 平成18年度における広告の掲載期間は、第8条の規定にかかわらず、10月から翌年3月までとする。

附 則

(施行期日)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

伊予市ホームページ広告掲載申込書

年 月 日

伊予市長 宛て

住 所（事業所等所在地）

氏 名（事業者名称、代表者氏名） ㊞

〔担当者〕

氏 名

連絡先（電話、Fax）

E-mail

伊予市ホームページへ広告を掲載したいので、下記のとおり申し込みます。

なお、申し込みにあたっては、伊予市広告掲載要綱及び伊予市ホームページ広告掲載取扱要領の規定を遵守いたします。

記

リンク先 ホームページ内容	
リンク先 アドレス	http://
バナー広告の内容	（データ及び印刷物を添付）
掲載希望期間	年 月 から 年 月 まで （ か月間）
広告主の概要	
	市税滞納 有 ・ 無
備 考	

伊予市ホームページ広告掲載・不掲載決定通知書

年 月 日

様

伊予市長

印

年 月 日に申し込みのあった伊予市ホームページへの広告の掲載について、次のとおり決定したので通知します。

記

1 掲載する

掲載期間	年 月 から 年 月 まで
掲載料	円
掲載料の納入方法	年 月 日までに同封の納入通知書により納入してください。
原稿の提出期限	年 月 日まで
原稿の提出方法	

2 掲載しない

理由	
----	--